

JR東海労緊急申し入れ！

コロナ禍の中、奮闘している社員に慰労金を要求

**会社発足以来、最低額の年末手当！生活・家族を守るため
ローン返済等のための無利子貸し付けを要求**

(申第20号)

- 全ての社員・専任社員・シニア契約社員に対して、一律10万円を支給すること。
- 支払いは2020年中に行うこと。

新型コロナウイルスは、終息どころか感染が拡大しています。にもかかわらず、会社の感染症予防対策は十分とはいえません。このような状況の中、社員は感染リスクにさらされながら日夜業務に就いています。会社は社員の頑張りに報いるべきです。

(申第21号)

- 希望する社員に対して、50万円を限度とした金額を無利子で貸し付けること。

2020年度の年末手当は、2.2ヶ月分という過去最低額とされました。これでは「住宅ローンが払えない」社員も出てしまいます。ローンは、「安定的支給ベース」を前提に返済計画をしている社員もいます。安定的支給ベースを新型コロナウイルスを理由にしたボーナス減額は信義違反です。

東海労は、コロナ禍で奮闘する社員に対し「慰労金」及び社員救済に「無利子貸付制度」を要求しました。